

名取市公有財産売却について、次のとおり一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6及び名取市契約規則(昭和54年名取市規則第4号)の規定に基づき公告する。

令和7年7月25日

名取市長 山田 司郎



1.一般競争入札に付する事項

区分番号	物件名	初年度登録	総排気量	走行距離	予定価格	入札保証金
070101	三菱 ミニカトッポ	平成6年度	0.65L	82,030km	30,000	3,000

※予定価格とは、あらかじめ市が定めた最低売却価格(消費税相当額及びリサイクル料金を含む)金額であり、この金額以上の入札額を有効とする。

※走行距離は、引渡しまでの間に増加する場合がある。

2.一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 名取市が定める名取市インターネット公有財産売却ガイドライン(以下「市ガイドライン」という。)及び紀尾井町戦略研究所株式会社が定めるKSI官公庁オークション関連する規定・ガイドラインの内容を承諾し、遵守できる者であること。
- (3) 公有財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有している者であること。
- (4) 名取市入札契約に係る暴力団等排除措置要綱(平成20年名取市告示121号)に規定する入札参加除外措置の要件に該当する者でないこと。
- (5) 日本語を完全に理解できる者であること。
- (6) 日本国に住所及び連絡先がある者であること。
- (7) 20歳以上の者であること。
- (8) 「3.入札参加申込みの方法」により、あらかじめ一般競争入札への参加申込みをした者であること。

5.下見会

下見会参加希望者は、下見会前日の正午までに下記連絡先へ電話にて予約すること。

- (1) 場 所 宮城県名取市増田字柳田80番地 名取市役所
- (2) 日 時 令和7年8月19日(火) 午後2時から午後4時まで
- (3) 連絡先 名取市役所 総務部 財政課 契約係 (電話:022-724-7156)

車体等の傷等及び搭載品の確認については、下見会の際に行うこと。なお、下見会で入札物件を確認しなくても入札参加は可能だが、入札物件に関するすべての事項を了承されているとみなす。

6.一般競争入札等の場所及び期間

- (1) 場 所 売却システム上
- (2) 入札期間 令和7年8月26日(火) 午後1時から
令和7年9月 2日(火) 午後1時まで
- (3) 開 札 令和7年9月 2日(火) 午後1時

7.入札の方法

- (1) 売却システム上で入札価格(消費税及び地方消費税を含む。)を登録する。
なお、この登録は一度しか行うことができない。
- (2) 郵送又は持参による入札書の提出は認めない。

8.入札保証金に関する事項

- (1) 入札に参加しようとする者は、名取市が定めた入札保証金をクレジットカードにより納付しなければならない。
- (2) 落札者が納付した入札保証金は、契約締結時に契約保証金の全部に充当する。
- (3) 納付した保証金は、落札者を除き入札期間終了後に還付する。
- (4) 入札保証金には、利息を付さない。
- (5) 落札者は名取市が定める契約締結期限までに契約を締結しない場合は、その落札を無効とし、入札保証金は名取市に帰属する。

9.入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 虚偽の申請を行った者のした入札
- (3) 市ガイドラインに記載する無効な入札に該当する入札

13.所有権の移転及び名義変更

- (1) 売払物件の所有権は、落札者が売払代金を完納したときに移転する。
- (2) 売払物件の売買代金完納後の引渡しに要する費用、車検及び所有権移転に要する諸費用及び公租公課等は、落札者の負担とする。
- (3) 落札された自動車は、引渡し後に落札者において車検及び登録手続き等を行い、登録が完了後速やかに車検証等の写しを名取市総務部財政課契約係に提出すること。
- (4) 落札者は自動車の引渡しを受けた後、必要に応じ車体文字等の消去を行うこと。
消去後速やかに写真を名取市財政課契約係に提出しなければならない。
- (5) 自動車を解体した場合については、解体を証明する証明書の写しを提出すること。
- (6) 譲渡証明書に記載する譲渡人の名義は、落札者本人とし、登録手続き等をしないまま保管すること。
- (7) 落札者は、落札物件の移転登録前に、その物件にかかる一切の権利義務を第三者に譲渡することはできない。

14.その他

- (1) 当該公告文記載内容その他の事項については、市ガイドラインに基づくものとする。
- (2) 名取市は、売払物件の契約不適合責任は負わない。
- (3) 入札及び契約に関する事務を担当する部局

名 称 名取市役所 総務部 財政課 契約係
所 在 地 〒981-1292 宮城県名取市増田字柳田80番地
連 絡 先 022-724-7156(直通)